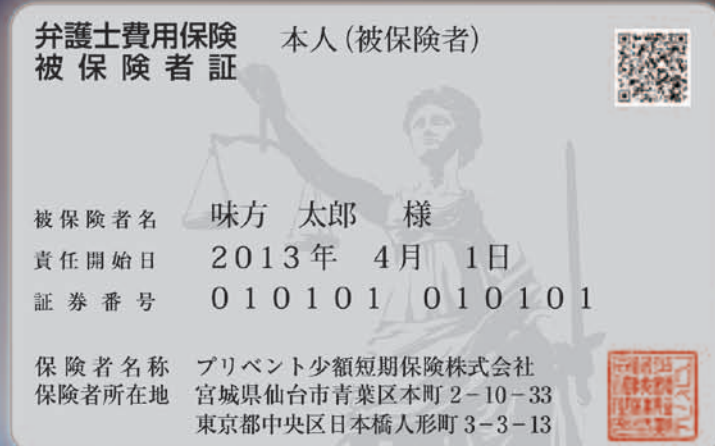


弁護士保険

Insurance for lawyer fees MIKATA

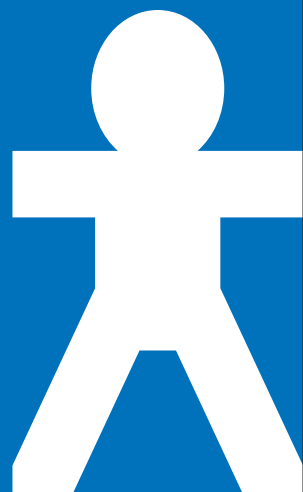
もうひとつの安心



PREVENT

Peace of mind cheering squad.

もし、あなたや大切なご家族が
法的トラブルに巻き込まれたら…



親や友達に相談する？
でも、解決できないケースは少なくありません。

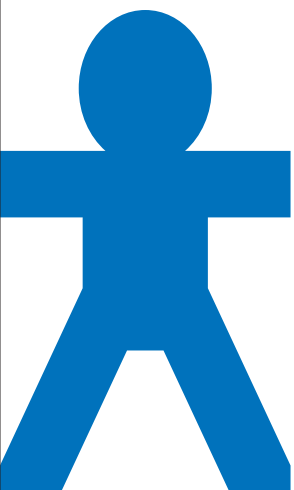
ではどのようにしたらよいでしょう？

- ☐ 自分で考える
- ☒ 弁護士に相談や依頼をする

でも、費用はどうしよう…

そんなことになる前に!

もうひとつの安心 弁護士費用保険



プリベント少額短期保険から新しい保険が登場しました。
その名も「**弁護士費用保険** ^{み か た}MIKATA」。

MIKATAは、もうひとつの安心として、現代の誰にでも身近に
起こる可能性のある法律トラブルについて補償範囲を大幅に
拡大した日本初^{*}の単体で加入できる弁護士費用保険です。
様々なトラブルに対応したり、紛争を未然に抑止したりすること
により、人生を支える味方として、あなたをサポートします。



なぜ、今MIKATAなのか… 詳しくは次のページで



*日本初

平成25年5月15日時点で、損害賠償などの特定の法的トラブルに限定せずに、被保険者が日本国内で直面した一定の法的トラブルについて法律相談料または弁護士費用等の全部または一部を補償する費用保険として (プリベント少額短期保険調べ)

体のトラブルなら健康保険。では

病気やケガの場合に
健康保険があるように



日常生活での法的トラブルの場合に
日本初^{*}の弁護士費用保険があります。

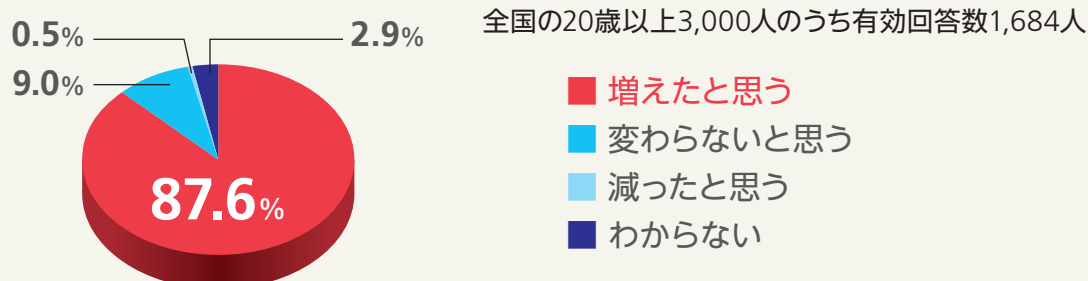


*日本初

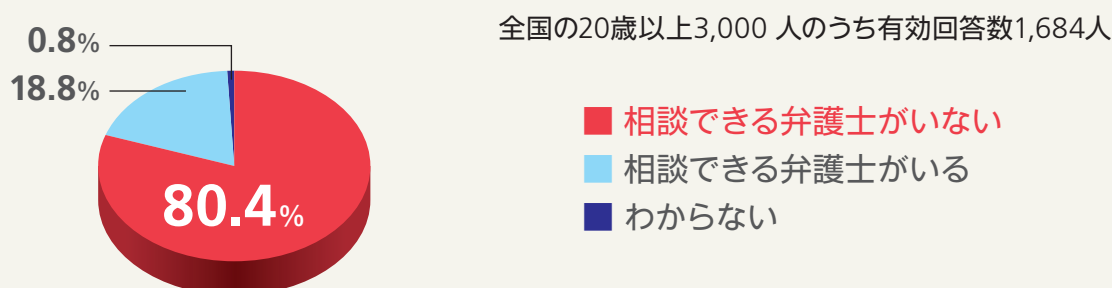
平成25年5月15日時点で、損害賠償などの特定の法的トラブルに限定せずに、被保険者が日本国内で直面した一定の法的トラブルについて法律相談料または弁護士費用等の全部または一部を補償する費用保険として
(プリベント少額短期保険調べ)

日常生活でのトラブルは？

Q. 10年前に比べて法的トラブルが増えていると感じますか？

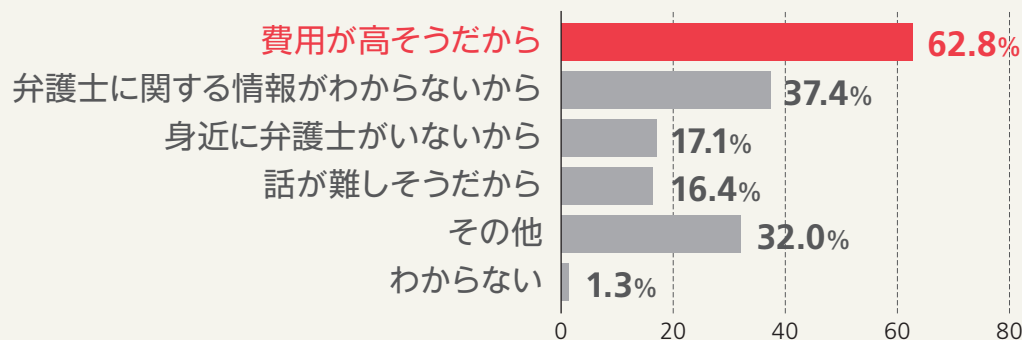


Q. 法的トラブルにあった時に相談できる弁護士がいますか？



Q. 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



平成23年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに当社にて作成

海外の弁護士保険普及率

ドイツ

世帯比 **42%**

名称: 権利保護保険

イギリス

人口比 **59%**

名称: 訴訟費用保険

ドイツ・イギリスをはじめとする諸外国においては、弁護士保険(権利保護保険)の対象範囲が広いことや、訴訟費用の調達先として保険が大きな役割を果たすようになっていくことから、一般市民へも広く普及しております。

平成23年 日本弁護士連合会「第17回弁護士業務改革シンポジウム<第7分科会> 弁護士保険の範囲の拡大に向けて ～市民のための紛争解決費用を保険で～」より

あなたや家族のまわりに存在する

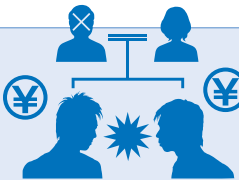
現代は様々な便利があふれ、私たちはその中で活用して生きています。

環境の変化についていくのにも努力が必要です。

たとえば、インターネットは便利ですが、それが悪用されるとトラブルになることもあります。

また、相続のトラブル、労働のトラブル、子供のトラブルなども少なくありません。

相続
の
トラブル



約3人に1人

これまでに家族や親族の相続を経験した人の約30%が「争いやトラブルがあった」と回答。
「日経生活モニター」より

全国の家庭裁判所での
相続関係の家事相談件数

172,890件

※司法統計 平成23年度
家事手続案内件数 全家庭裁判所より

労働
の
トラブル

不当解雇
契約違反
パワハラ

『会社の経営上の都合』という極めて漠然とした理由で解雇された。』『派遣先から契約完了前に『仕事がない』との理由で派遣終了を言い渡された。』『『バカ』『アホ』『才能がない』など、人格を攻撃された。』など、近年 **職場内のトラブル** が数多く寄せられています。

総合労働相談件数

1,109,454件

※厚生労働省「平成23年度
個別労働紛争解決制度施行状況」より

子ども
の
トラブル



いじめ

子どもがいじめに遭い、転校を余儀なくされた。子どもの心の傷は消せないけれど、責任を認めない加害者などに、せめて **慰謝料を請求したい**。

いじめの認知件数

70,231件

※平成23年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

美容医療
の
トラブル

皮膚障害
熱 傷
痛み

「アートメイクの施術を受けたら、まぶたが腫れてきた。」「医療脱毛を受けたが火傷状態になった。」「TV通販で買った電気カミソリを使ったら肌がヒリヒリして血も滲んだ。」など、クリニックや施術の種類が増えるにつれて、寄せられる問い合わせの数も増えてきています。

美容医療サービスに関する相談

年度	2007	2008	2009	2010	2011
相談件数	1,547	1,484	1,740	1,720	1,556

※平成23年度 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に寄せられた相談件数

法テラスに寄せられた法的トラブルに関する相談件数

相談分野	件 数	相談分野	件 数	相談分野	件 数	相談分野	件 数
男女・夫婦	56,182	生活上の取引に関する相談	10,486	高齢者・障害者	5,502	職場に関する相談	4,142
金銭の借り入れ	49,395	金銭の貸し付け	9,051	賃金・退職金	4,926	その他の法律事務	3,840
労働に関する相談合計	27,896	各種裁判手続	8,999	子ども	4,589	刑事手続きのしくみ	3,712
相続・遺言	22,814	犯罪被害者	6,450	いじめ・嫌がらせ	4,380	損害賠償	3,543
借地・借家	12,500	定年・退職・解雇	5,921	生活福祉	4,311	インターネット取引	3,088

※平成23年度 法テラスサポートダイヤル受電状況

トラブルは対岸の火事ではありません。

様々なトラブル。



特 長

MIKATAの3つの特長は

トラブルが起こったときはもちろん、

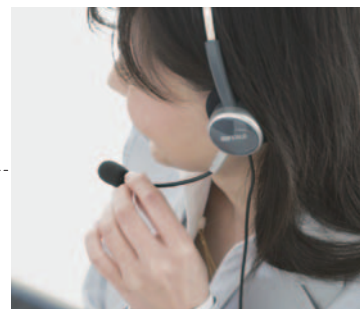
起こる前にもあなたを守ります。



あなたに起こったトラブルに関する保険利用相談窓口として…

総合カスタマーセンター

トラブルが発生したときの保険金利用についての相談窓口です。
ここで内容をお伺いし、保険適用の可否判断をします。



安心して弁護士に相談するために…

法律相談料保険金

あなたが弁護士に法律相談を行ったときに負担する法律相談料を補償します。
また、1人の弁護士への法律相談料だけでなく、セカンドオピニオンの法律相談料にも対応いたします。

※お支払いには一定の条件があります。また、お支払い額には限度があります。



めぐり合った弁護士に事件処理の委任をするために…

弁護士費用等保険金

あなたがトラブルに遭い、弁護士に事件処理を委任した時の弁護士費用等を補償します。

※お支払いには一定の条件があります。また、支払い額には限度があります。

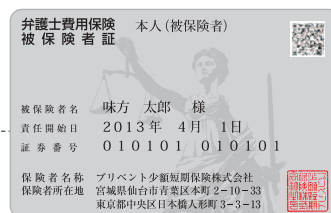


トラブルによる不要な損害を未然に防ぐために役立ちます。

被保険者証

携帯することで、迅速に当社へご連絡いただけます。

※当社サービスについては、被保険者証の裏面をご覧ください。



ステッカー(玄関用)

あなたを悪質な訪問者トラブルから未然に守ります。



トラブルに直面したときに、あなた

弁護士に法律相談をおこなうときの法律相談料を補償する

法律相談料保険金

弁護士に事務処理の委任をおこなうときの弁護士費用等を補償する

弁護士費用等保険金

法律相談料保険金

1年間 **10** 限度
万円

法律相談に要した法律相談料の
実費相当額を補償

30分あたり**5,000**円(外税) 限度

弁護士費用等保険金

1事件 **300** 限度
万円

弁護士等に事務処理の
委任を行った費用を補償(*)

*法律事件に応じて **1 2**

年間支払限度額

500 限度
万円

年間支払限度額は、保険期間中(1年間)の法律相談料保険金と弁護士費用等保険金のすべての支払金額を合計した金額の限度額です。

通算支払保険金限度額

1,000 限度
万円

通算支払保険金限度額は、被保険者を同一とする過去および将来の法律相談料保険金と弁護士費用等保険金のすべての支払金額を合計した金額の限度額です。

この保険契約が年間支払限度額または通算支払保険金限度額に達することにより終了した場合、終了後に発生した損害については保険金を支払いません。

月額保険料

2,980 円

更新後の保険料は、法律相談料保険金の支払実績に応じて増加することがあります。

1年更新型弁護士費用保険

責任開始日

満了日

保険期間[1年間]

更新

保険期間[1年間]

原因事故
発生

▶ 保険金のお支払い

この保険には、解約返戻金・満期保険金・配当金はありません。また待機期間(3ヶ月間)、特定原因による不担保期間などがあります。

ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」・「個人情報の取扱い」)のほか「普通保険約款」・「保険金および保険料に関する Q&A」を必ずご確認ください。

の選択を支える2つの保険金

相手に要求する場合

相手から要求される場合

いずれの場合でも保険金支払対象となります。

いずれの保険金も、弁護士に法律相談および委任契約の締結の前に、当社への事前の連絡が必要となります。

日本初*

物権法・債権法・親族法・相続法
その他一定の法的トラブルが対象

弁護士費用等保険金- 1

急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害もしくは疾病または財物の損壊に係る法律事件

- ・被保険者が事件の解決のために要した弁護士費用等の実費相当額
- ・限度:1事案 300万円



弁護士費用等保険金- 2

左記以外の法律事件

- ・着手金に対応する金額として、基準弁護士費用から免責金額(5万円)を差し引き、その金額に縮小率補割合(50%)を乗じた金額
- ・限度:1事案 300万円



*日本初

平成25年5月15日時点で、損害賠償などの特定の法的トラブルに限定せずに、被保険者が日本国内で直面した一定の法的トラブルについて法律相談料または弁護士費用等の全部または一部を補償する費用保険として (プリベント少額短期保険調べ)

弁護士等へ法律相談したい

- 1 当社へ事前のご連絡
- 2 保険金お支払い可否の決定
- 3 法律相談する弁護士等の選定
- 4 法律相談実施

弁護士等へ委任事務の処理を依頼したい

- 1 当社へ事前のご連絡
- 2 委任する弁護士等の選定
- 3 保険金お支払い可否の決定
- 4 委任契約締結

保険金のお支払い例 —美容整形トラブル—

私は、先日、ニキビを取り除くためにクリニックに行き治療を受けました。治療中に激しい痛みを感じたため看護師にその痛みを訴えましたが、看護師は「治療の際、通常伴うものだから我慢するように」といい、治療を中止しませんでした。治療後はマスクを着用するようにいわれ、渡されたマスクを着用して帰宅しました。

翌朝、起きたら、顔全体がはれ上がり、痛みも治まらず、口唇の周りに白いしみができていました。治療を受けたクリニックに痛みを訴えに行き、担当医師の治療を受けました。その後も同様の治療を受けましたが、口唇の一部が潰瘍化して、さらに下顎の潰瘍となっていたところが隆起して、最終的には口周辺に鶏卵大の肥厚性(ひこうせい)瘢痕(はんこん)が残ってしまいました。

鏡を見るのも嫌になり、毎日がつらくて、悔しくて…。「仕方なくあきらめるしかないのか…」、「医療ミスで慰謝料の請求ができるのか…」、「弁護士に相談してみようか…」と悩んでいました。



「弁護士費用保険MIKATA」の『保険ご利用相談ダイヤル』に事前の連絡をしたら、『法律相談料保険金』の支払対象になるとの回答を受けました。そこで、弁護士に相談しました。

(法律相談料1時間10,000円(外税)) 法律相談料保険金(10,000円+消費税分)

相談したところ、治療を行ったクリニックと交渉していただけるということになりました。着手金を負担するリスクはありましたが、『保険ご利用相談ダイヤル』に必要書類を添えて事前の連絡をしたら、『弁護士費用等保険金』の支払対象になるとの回答を受けたので、弁護士と委任契約の締結し、クリニックを経営する担当医師に対して損害賠償として約2,000万円を請求する裁判を行いました。

(着手金1,090,000円(外税)) 弁護士費用等保険金(520,000円+消費税分)

その結果、**760万円**を支払ってもらうことができました。(*)
(*別途弁護士に対する報酬金支払いなどの自己負担あり。)

上記の内容は、東京地方裁判所 平成14年(ワ)第3856号の事例を元にして当社が作成した例であり、実際の給付を保証するものではありません。また、個々の弁護士費用は弁護士との協議で決定するものであり、上記内容の弁護士費用も一例にすぎません。

ご検討・お申込みの際は、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」・「個人情報の取扱い」)のほか「普通保険約款」・「保険金および保険料に関するQ&A」を必ずご確認ください。

保険金のお支払い対象とならないもの

日本の国内法が適用されないもの

法律相談料保険金	弁護士費用等保険金
a. トラブルの相手方を特定できないもの (被害届が公的機関に受理されている場合を除きます。) b. 他人から具体的な請求を受けていないにもかかわらず、請求を受けた場合の対応方針を問うもの c. 請求権の根拠となる具体的な事実がないにもかかわらず、他人に対して請求しようとするもの d. 被保険者が相手方に請求する額、もしくは相手方から請求されている額が、5万円程度未満のもの e. 被保険者が相手方に請求する額、もしくは相手方から請求されている額の算定が困難なものであって、社会通念に照らして法的紛争になじまないと考えられる軽微な問題 f. 被保険者の要求が、行政手続法の定める申請または刑事訴訟法の定める告訴等、法令に定められた手続きによらずに、行政の対応を求めるもの g. 法律上の論争もしくは解釈に関するもの (被保険者が直面するトラブルに関する場合を除きます。) h. 宗教、政治、思想、学術、および技術上の論争ならびに解釈に関するもの	a. 債務の調整・整理および金銭消費貸借契約に係る過払金の請求に関する法律事件 b. 被保険者の事業活動(注1)に伴う法律事件 (注1)事業活動は、以下の活動をいいます。 ア. 法人の事業活動。この場合、活動の目的は営利・非営利を問いません。 イ. 個人事業の事業活動。この場合、事業活動は商行為(注2)をいい、商行為以外のものは事業活動には含みません。 (注2)商行為とは商法(明治32年法律第48号)第501条以下と同義のものをいいます。 c. 行政訴訟(税務争訟を除く) d. 株主代表訴訟 e. 憲法訴訟 f. 刑事事件・少年事件 - その他 ●日本国内における弁護士等の活動に伴わないもの ●日本国内で発生した費用ではないもの ●勝訴の見込みがないもの など

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者が保険金の取得を目的として招致した事故
- ② 一時に多数の保険金支払いの対象となる事由が発生することにより、当保険制度の収支状況を著しく悪化させる事故、およびそれらに随伴して生じた事故、またはそれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 戦争に係る事故 ●地震に係る事故 ●台風に係る事故など
- ③ 公序良俗に反する事件
 - 家族道徳に反する行為に係る事件 ●人格の尊厳、自由を制限する行為に係る事件
 - 正義観念、社会的倫理に反する行為に係る事件 ●法令違反として無効とされる行為に係る事件
 - その他、民法第90条(公序良俗違反)に該当するとみなされて無効となる法律行為に係る事件など
- ④ 保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと認められるもの
 - 相手方に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な損害を与えるなどの嫌がらせをする行為に係る事件
 - 権利を行使することによるメリットがあっても、その権利の行使によって発生する他人の損失が、権利行使に比べ過大である行為に係る事件などの権利の過剰な主張を求める行為に係る事件
 - 実現できないことを要求する行為に係る事件など

なお免責事由は上記以外にもございます。詳細は重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」・「個人情報の取扱い」)・「普通保険約款」をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)のほか「普通保険約款」・「保険金および保険料に関するQ&A」を必ずご確認ください。

保険付帯サービスのご案内

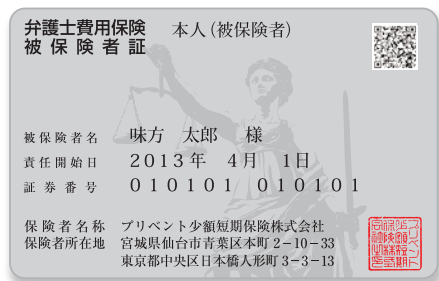
1 悩みごとを相談したい

(法律相談以外の個人的な悩みごと・困りごと・相談ごと)

なんでも悩みごと相談ダイヤル
(24時間365日) 年末年始を除く

safetyNET

提供: (株) セーフティネット

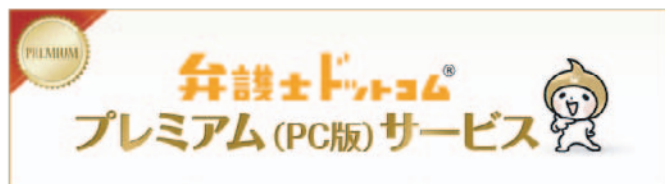


特長

1. なんでも相談(法律相談は除く)
2. 何度ご利用いただいても**無料**
3. 同居のご家族の皆様も電話OK
4. 土日、祝日を含む24時間受付
5. 面談カウンセリングの実施

※カード裏面記載のフリーダイヤルからおかけいただけます。

2 法律相談Q&A検索(公開型法律相談)



『プレミアム(PC版)サービス』
を**無料**でご提供いたします。

提供: オーセングループ(株)

3 インターネットで弁護士に法律相談したい(非公開型法律相談)

弁護士ドットコム『インターネット法律相談』
(2往復まで) 2,100円(内税)

弁護士ドットコム

提供: オーセングループ(株)



②③について当社ホームページログイン(ログインマイページ)から、弁護士ドットコムサイトにて、ご登録後のご利用となります。ご登録後は、すぐにサービスをご利用いただけます。

<http://www.preventsi.co.jp>



上記①～③の付帯サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。本サービスの利用対象者は保険契約者および被保険者となります。※①について同居の家族を含みます。

また、当社は適切に本サービスを提供すべく努力しますが、ご利用に関して生じた一切の損害について責任を負いかねます。本サービスの全部もしくは一部を、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。本サービスは、当社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

②・③は、当社ホームページの『ログインマイページ』(お客様専用ページ)からアクセスしたものに限りです。

当社は、法律に定められた指定紛争機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。
当社との間で問題を解決できない場合には解決の申し立てを行うことができます。

【弊社加入協会】

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL (フリーダイヤル) : 0120-82-1144 FAX : 03-3297-0755

受付時間: 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

お客さまからの苦情・相談・照会などのご連絡先

プリベント少額短期保険「総合カスタマーセンター」へご連絡ください。



0120-741-066 (無料)

受付時間 平日10:00～17:00 (年末年始休業期間を除く)

24時間365日 (年末年始を除く) なんでも悩みごと相談ダイヤル

法律相談以外の悩みごと・困りごと・相談ごとなど困った時はいつでも電話相談ができます。

ストレスの原因となる困りごと、悩みごとなど、心配の種を早めに解決するお手伝いをして、過大なストレスから来るメンタルの問題の予防につなげます。健康問題、職場の人間関係、家庭問題など「困ったら、悩んだらしたらすぐ電話」をしてください。

相談出来る時間は、24時間対応365日 (年末年始は除く)

24時間何時でも相談出来ます。もちろん土曜、日曜、祝日でもカウンセラーがお話を電話で直接お聴きし悩みごと解決の支援をいたします。

MIKATA保険契約者さま、被保険者さま、同居の家族の皆さまにお使いいただけます。

- 個人情報保護法に基づいて、株式会社セーフティネットが個人情報を管理しています。
- このサービスは、株式会社セーフティネットが法人向けの福利厚生制度として提供し、すでに会員企業・団体500社 (会員数100万名) が利用しているサービスです。

提供: (株)セーフティネット <http://safetyonet.co.jp/>

本サービスに関するご質問等は、総合カスタマーセンター(0120-741-066)までご連絡をお願いします。

ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書 (「契約概要」・「注意喚起情報」・「個人情報の取扱い」) のほか「普通保険約款」・「保険金および保険料に関するQ&A」を必ずご確認ください。

< 募集代理店 >

< 引受会社 > 登録番号: 東北財務局長 (少額短期保険) 第5号



プリベント少額短期保険株式会社

仙台本社 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-10-33

東京本社 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-13

URL <http://prevents.co.jp>